

調布市監査委員告示第 10 号

令和 5 年度随時監査（学校監査）の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 8 年 10 月 1 日

調布市監査委員 岩 倉 哲 二

調布市監査委員 小 山 敦

調布市監査委員 鈴 木 宗 貴

令和5年度 随時監査（学校監査）結果に基づく措置事項

部署名	第三小学校
-----	-------

監査項目	留意事項等	措置事項
(2) 理科室における薬品の管理状況について	医薬用外毒物劇物危害防止規定の記載内容に不備があるもの、同防止規定に基づく薬品管理簿及び自己点検表が作成されていないもの、自己点検表による管理責任者の点検が行われていないもの、薬品管理簿による在庫管理が適切に行われていないもの等が見受けられた。 医薬用外毒物劇物危害防止規定等に基づき、適正な薬品管理に努められたい。	令和5年12月25日に医薬用外毒物劇物危害防止規定、自己点検表について記載内容を修正しました。 また、薬品管理簿についても、同日付けで東京都作成の手引に準拠したものに改め、すべての薬品の現量を確認し、薬品管理簿に記入しました。
(3) 現金等の管理状況について	イ 補助金等 現金出納簿を備えていないもの、現金出納簿の記載内容に不備があるもの、証拠書類に不備があるもの等が見受けられた。 要領、各補助金等交付要綱及び公金等取扱基本マニュアルに基づき、適正な事務処理に努められたい。	令和6年5月から、出納簿等書式を整え、請求時の書類確認を徹底し、支払後速やかに領収書を添付し、適切に処理することを周知しました。
(4) 学校徴収金について	ア 教材費に係る学校徴収金基本計画について、算出根拠の記載に誤りがあるもの	令和6年2月14日の職員会議で「学校徴収金事務処理の手引」を配布し、校長から学校徴収金事務について、周知・指導を行いました。 本件の対応として、事務処理フローを改め、決裁前に事務職員が基本計画の内容を確認することとしました。また、教員を対象とした、

	イ 出納簿の確認及びその記載内容が不適切であるもの エ 証拠書類である納品書と請求書の内容を照合せず誤った金額のまま支払を行っていたもの、納品書の添付がないもの ク 会計報告について、その記載内容が不適切であるもの、報告に至るまで著しく期間を要しているもの 調布市立学校学校徴収金事務取扱要綱等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	基本計画の策定方法や、学校徴収金に係る事務についての説明会を、指導室が作成した「学校徴収金事務処理の手引」を用いて令和6年度当初に実施しました。 令和6年度から、担当者及び管理職等複数人で出納簿のチェックを徹底するよう改善しました。 併せて、各学年でそれぞれに用いていた学年私費会計出納簿等の様式を、指導室作成の「学校徴収金事務処理の手引」に記載されている参考様式に統一しました。 令和6年2月14日の職員会議で、納品時には納品書により検品し、支出伝票に納品書を添付する必要があることを周知しました。 令和6年4月2日に管理職及び徴収に関わる学年会計や担当で会計管理会議を行い、「学校徴収金事務処理の手引」の内容や方法などを確認しました。
--	--	--

令和5年度 随時監査（学校監査）結果に基づく措置事項

部署名	杉森小学校
-----	-------

監査項目	留意事項等	措置事項
(2) 理科室における薬品の管理状況について	医薬用外毒物劇物危害防止規定の記載内容に不備があるもの、同防止規定に基づく薬品管理簿及び自己点検表が作成されていないもの、自己点検表による管理責任者の点検が行われていないもの、薬品管理簿による在庫管理が適切に行われていないもの等が見受けられた。 医薬用外毒物劇物危害防止規定等に基づき、適正な薬品管理に努められたい。	令和6年4月2日に、医薬用外毒物劇物危害防止規定を改めて作成し、全教員に規定を周知するとともに、すべての薬品の現量を確認し、薬品管理簿に記入しました。
(3) 現金等の管理状況について	ア 校長交際費 調布市立小・中学校長交際費事務取扱要領に規定する額を超えて現金を保管しているものが見受けられた。 ウ 郵券及びタクシーチケット 受払簿を備えていないもの、受払簿の記載内容に不備があるもの等が見受けられた。 要領、各補助金等交付要綱及び公金等取扱基本マニュアルに基づき、適正な事務処理に努められたい。	令和6年4月からは、使用した金額を校長に確認し、規定額を超えないように現金を保管しています。 令和6年度からチケット使用時に使用簿に記入することを徹底し、学期ごとに担当及び校長が確認を行っています。
(4) 学校徴収金について	ウ 学校徴収金事務処理の手引に基づく収入	令和6年4月2日の職員会議で全職員向け

	承認書等について、これを作成していないもの、記載内容が不適切であるもの サ 教材費の立替払が行われていたもの 調布市立学校学校徴収金事務取扱要綱等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	に、収入承認書作成が必要なことを周知しました。現在は、収入を確認した後、収入承認書を作成し管理職の確認を受けています。 会計担当が不在でも、適正な事務処理に基づいた支払ができるように、令和5年度3学期の職員打合せの場で、管理職から支払処理の方法について周知しました。
--	---	---

令和5年度 随時監査（学校監査）結果に基づく措置事項

部署名	飛田給小学校
-----	--------

監査項目	留意事項等	措置事項
(2) 理科室における薬品の管理状況について	医薬用外毒物劇物危害防止規定の記載内容に不備があるもの、同防止規定に基づく薬品管理簿及び自己点検表が作成されていないもの、自己点検表による管理責任者の点検が行われていないもの、薬品管理簿による在庫管理が適切に行われていないもの等が見受けられた。 医薬用外毒物劇物危害防止規定等に基づき、適正な薬品管理に努められたい。	令和6年4月11日に、地震等発生時に自己点検表を用いた薬品の点検を行うことを理科担当教員、管理担当者、管理責任者の3者間で共有するとともにすべての薬品の現量を確認し、薬品管理簿に記入しました。
(3) 現金等の管理状況について	イ 補助金等 現金出納簿を備えていないもの、現金出納簿の記載内容に不備があるもの、証拠書類に不備があるもの等が見受けられた。	令和6年度から、担当者及び管理職等複数人で出納簿のチェックを徹底するよう改善しました。 また、行事等児童参加者交通費補助金については現金出納簿を作成し、特色交付金における教職員の随行費については事業後に完了実績報告書を作成することとし、決裁過程の中で、金額の確認を行っています。最後に「証拠書類に不備があるもの」は、事業者から提出のあった納品書、請求書、領収書について、日付が空欄のものを確認不足により収受してしまったことが要因です。対応として、これまでの都事務職員のほか、市事務職員も加え2人体制で確認を行い、証拠書類の記載漏れによる不備を防

	ウ 郵券及びタクシーチケット 受払簿を備えていないもの、受払簿の記載内容に不備があるもの等が見受けられた。 要領、各補助金等交付要綱及び公金等取扱基本マニュアルに基づき、適正な事務処理に努められたい。	ぎます。 令和6年度から受払簿を整備し、学期ごとに担当及び校長が確認を行っています。
(4) 学校徴収金について	ウ 学校徴収金事務処理の手引に基づく収入承認書等について、これを作成していないもの、記載内容が不適切であるもの ク 会計報告について、その記載内容が不適切であるもの、報告に至るまで著しく期間を要しているもの ケ 決算終了後、速やかに行うこととされている監査の実施期日が著しく遅延しているもの キ 未納者対応の記録が不適切であるもの コ 校長の異動に伴う事務引継において要綱に基づく手続が行われていないもの 調布市立学校学校徴収金事務取扱要綱等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	令和6年4月4日に副校長同席の下、各担任全員を対象に研修を実施し、収入承認書等の作成、学期ごとの会計報告書の作成、決算後には速やかに監査を行うこと等を確認しました。 本件については、未納者対応の記録を作成することについて、認識が欠けていたことが要因です。今後は督促状配布一覧表を作成し、決裁書により督促に係る管理をするように改めます。 令和6年度から、督促状配布一覧表を作成し、督促の記録の確保と職員間の情報共有を徹底しています。 令和6年度から同要綱の規定により、学校長の異動があった年度の前年度3月分の出納簿に校長名の記名をするよう、徹底して参ります。

令和5年度 随時監査（学校監査）結果に基づく措置事項

部署名	国領小学校
-----	-------

監査項目	留意事項等	措置事項
(2) 理科室における薬品の管理状況について	医薬用外毒物劇物危害防止規定の記載内容に不備があるもの、同防止規定に基づく薬品管理簿及び自己点検表が作成されていないもの、自己点検表による管理責任者の点検が行われていないもの、薬品管理簿による在庫管理が適切に行われていないもの等が見受けられた。 医薬用外毒物劇物危害防止規定等に基づき、適正な薬品管理に努められたい。	令和6年1月29日に、薬品管理簿と自己点検表の適切な記録について担当で改めて確認をしました。
(4) 学校徴収金について	キ 未納者対応の記録が不適切であるもの 調布市立学校学校徴収金事務取扱要綱等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	本件に係る督促記録への記入漏れは、担任への未納者通知・電話連絡・督促状送付の流れの中で、口座振替で徴収が完了した場合の督促記録への記載を担当者が失念したためでした。 今後は納入完了を確認後、速やかな記録と管理職への報告を徹底し、適正に事務処理を行います。

令和5年度 随時監査（学校監査）結果に基づく措置事項

部署名	布田小学校
-----	-------

監査項目	留意事項等	措置事項
(2) 理科室における薬品の管理状況について	医薬用外毒物劇物危害防止規定の記載内容に不備があるもの、同防止規定に基づく薬品管理簿及び自己点検表が作成されていないもの、自己点検表による管理責任者の点検が行われていないもの、薬品管理簿による在庫管理が適切に行われていないもの等が見受けられた。 医薬用外毒物劇物危害防止規定等に基づき、適正な薬品管理に努められたい。	令和6年2月14日に、医薬用外毒物劇物危害防止規定の記載内容を修正しました。 令和6年3月25日に、自己点検表を作成しました。 令和6年4月30日に、薬品管理簿を修正し、すべての薬品の現量を確認して管理簿に記入しました。
(3) 現金等の管理状況について	ウ 郵券及びタクシーチケット 受払簿を備えていないもの、受払簿の記載内容に不備があるもの等が見受けられた。 要領、各補助金等交付要綱及び公金等取扱基本マニュアルに基づき、適正な事務処理に努められたい。	令和6年度から受払簿を整備し、学期ごとに担当及び校長が確認を行っています。
(4) 学校徴収金について	オ 移動教室に係る経費の返金に著しく期間を要しているもの	令和6年度から移動教室費用も口座振替による徴収のみとします。欠席者（不参加児童）への返金分は速やかに確実に返金し、参加児童への返金があった場合は、保護者に今後の教材費に充てる旨を記載した会計報告を配布しました。

	カ 教材費の請求から支払まで著しく期間を要しているもの ク 会計報告について、その記載内容が不適切であるもの、報告に至るまで著しく期間を要しているもの 調布市立学校学校徴収金事務取扱要綱等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	令和6年4月21日の職員会議で、請求書受領後は早急に支払担当者に提出するよう周知しました。 令和6年4月に管理職及び徴収に関わる学年会計や担当者で会計管理会議を行い、「学校徴収金事務処理の手引」の内容や方法などを確認しました。
--	--	---

令和5年度 随時監査（学校監査）結果に基づく措置事項

部署名	第六中学校
-----	-------

監査項目	留意事項等	措置事項
(1) 公印の管理状況について	調布市教育委員会公印規程に定める公印以外の印を公用に用いているものが見受けられた 調布市教育委員会公印規程に基づき、適正な公印管理に努められたい。	令和6年5月22日の運営会議で周知を図り、令和6年6月に全ての管理口座の印を公印規程に定める公印へ変更しました。
(2) 理科室における薬品の管理状況について	医薬用外毒物劇物危害防止規定の記載内容に不備があるもの、同防止規定に基づく薬品管理簿及び自己点検表が作成されていないもの、自己点検表による管理責任者の点検が行われていないもの、薬品管理簿による在庫管理が適切に行われていないもの等が見受けられた 医薬用外毒物劇物危害防止規定等に基づき、適正な薬品管理に努められたい。	令和6年3月29日に、医薬用外毒物劇物危害防止規定の記載の修正を行いました。また、自己点検表の記入について校内で周知しました。 令和6年3月29日にをすべての薬品の現量を確認し、薬品管理簿に記入しました。
(3) 現金等の管理状況について	イ 補助金等 現金出納簿を備えていないもの、現金出納簿の記載内容に不備があるもの、証拠書類に不備があるもの等が見受けられた。 ウ 郵券及びタクシーチケット 受払簿を備えていないもの、受払簿の	令和6年5月から、出納簿等書式を整え、請求時の書類確認を徹底し、支払後速やかに領収書を添付し、適切に処理することを周知しました。 令和6年度から受払簿を整備し、学期ごとに担当及び校長が確認を行っています。

(4) 学校徴収金について	記載内容に不備があるもの等が見受けられた。 要領、各補助金等交付要綱及び公金等取扱基本マニュアルに基づき、適正な事務処理に努められたい。 イ 出納簿の確認及びその記載内容が不適切であるもの ウ 学校徴収金事務処理の手引に基づく収入承認書等について、これを作成していないもの、記載内容が不適切であるもの カ 教材費の請求から支払まで著しく期間を要しているもの 調布市立学校学校徴収金事務取扱要綱等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	令和6年度から、担当者及び管理職等複数人で出納簿のチェックを徹底するよう改善しました。 令和6年5月22日の職員会議で全職員向けに、収入承認書作成が必要なことを周知し、適切に事務処理を行うよう努めます。 令和6年5月22日の職員会議で、請求書受領後は早急に支払担当者に提出するよう周知しました。
----------------------	---	--

令和5年度 随時監査（学校監査）結果に基づく措置事項

部署名

第七中学校

監査項目	留意事項等	措置事項
(2) 理科室における薬品の管理状況について	医薬用外毒物劇物危害防止規定の記載内容に不備があるもの、同防止規定に基づく薬品管理簿及び自己点検表が作成されていないもの、自己点検表による管理責任者の点検が行われていないもの、薬品管理簿による在庫管理が適切に行われていないもの等が見受けられた。 医薬用外毒物劇物危害防止規定等に基づき、適正な薬品管理に努められたい。	令和6年3月に、医薬用外毒物劇物危害防止規定の記載内容を修正し、はしうち教室分を含むすべての薬品の現量を確認し、薬品管理簿に記入しました。 また、令和6年3月に、自己点検表を作成しました。
(3) 現金等の管理状況について	イ 補助金等 現金出納簿を備えていないもの、現金出納簿の記載内容に不備があるもの、証拠書類に不備があるもの等が見受けられた。 要領、各補助金等交付要綱及び公金等取扱基本マニュアルに基づき、適正な事務処理に努められたい。	令和6年5月から、出納簿等書式を整え、請求時の書類確認を徹底し、支払後速やかに領収書を添付し、適切に処理することを周知しました。 さらに、はしうち教室と密に連携を取りながら交付金を執行し、現金を長期保管せずに精算処理を行うことを徹底して参ります。
(4) 学校徴収金について	キ 未納者対応の記録が不適切であるもの 調布市立学校学校徴収金事務取扱要綱等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	令和6年5月から、未納者ごとの「督促記録」を作成し、督促の記録の確保と職員間の情報共有を徹底しています。

令和5年度 随時監査（学校監査）結果に基づく措置事項

部署名	第八中学校
-----	-------

監査項目	留意事項等	措置事項
(2) 理科室における薬品の管理状況について	医薬用外毒物劇物危害防止規定の記載内容に不備があるもの、同防止規定に基づく薬品管理簿及び自己点検表が作成されていないもの、自己点検表による管理責任者の点検が行われていないもの、薬品管理簿による在庫管理が適切に行われていないもの等が見受けられた 医薬用外毒物劇物危害防止規定等に基づき、適正な薬品管理に努められたい。	令和6年4月1日から、薬品管理簿の書式を変更し、薬品の残量の記入について周知徹底しました。
(4) 学校徴収金について	イ 出納簿の確認及びその記載内容が不適切であるもの エ 証拠書類である納品書と請求書の内容を照合せず誤った金額のまま支払を行っていたもの、納品書の添付がないもの カ 教材費の請求から支払まで著しく期間を要しているもの 調布市立学校学校徴収金事務取扱要綱等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	令和6年度から、担当者及び管理職等複数人で出納簿のチェックを徹底するよう改善しました。 令和6年6月に、担当教員に納品時には納品書により検品し、支出伝票に納品書を添付する必要があることを周知しました。 令和6年6月に、各担当教員に請求書受領後は早急に支払担当者に提出するよう周知しました。

令和5年度 随時監査（学校監査）結果に基づく措置事項

部署名	教育総務課
-----	-------

監査項目	留意事項等	措置事項
(5) 学校に対する指導等について	ア 公印の管理に関する事項（教育総務課） 次に掲げる事例が見受けられた。 (7) 調布市教育委員会公印規程に定める公印以外の印を公用に用いているもの（第六中学校） (イ) 学校長が管守する公印の印影が調布市教育委員会公印規程に定めるひな型と相違しているもの（柏野小学校及び第八中学校） 調布市教育委員会公印規程に基づき、適正な対応及び事務処理の指導に努められたい。 イ 学校施設の管理に関する事項 (7) 理科室における薬品の管理状況 多数の学校において適正な薬品管理が行われていない状況が見受けられた。 医薬用外毒物劇物危害防止規定で例	この度の指摘を通じて、第六中学校における調布市教育委員会公印規程に規定のない印章の使用を取り止め、調布市教育委員会公印規程に定める印に変更することを指導しました。また、第六中学校以外の学校においても、調布市教育委員会公印規程に規定する印のみ使用していることを改めて確認しました。 学校が管守する公印の印影について、教育総務課が改めて全公印の印影の点検を実施しました。柏野小学校と第八中学校以外に、第一小学校においても調布市教育委員会公印規程に定めるひな型と相違しているものが判明したため、ひな型と相違している公印については、令和6年4月1日公印の改刻を実施しました。今後、学校から公印の新調・改刻の申請書の提出があった際は、印影の確認を複数人で行うことを徹底して参ります。 今回の御指摘により、適正な薬品管理が行われていない状況が明らかになったため、改めて文部科学省及び東京都保健医療局からの文書を学校長宛に送付するとともに、5月の巡回訪問時に薬品管理簿等の整備について指導しま

	示している薬品管理簿及び自己点検表に基づく管理を徹底するよう指導されたい。 イ 学校施設の管理に関する事項 (イ) 校舎の避難器具（救助袋）の管理状況 学校に対する救助袋の操作説明等の指導が行き届いていないと思われる状況が見受けられた。 校舎の避難器具（救助袋）の耐用年数を考慮し老朽化したものは計画的に交換するとともに、令和6年度以降も講習会等を通じ、緊急時に学校教職員等が救助袋の操作方法を理解し設置できるよう、適切な管理及び指導に努められたい。	した。今後も定期的に学校訪問を行い、指導に努めて参ります。 老朽化した避難器具（救助袋）については、予算状況を鑑み順次更新して参ります。 救助袋の使用方法については、学校教職員等に対して、救助袋の保守点検委託業者による講習会を令和6年度以降も定期的の実施を予定しており、災害発生時、適正に使用できるよう努めて参ります。
--	--	--